

平成 18 年 6 月 30 日

企業会計基準委員会 御中

S B I ホールディングス株式会社

「実務対応報告公開草案第 24 号 投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い（案）」に対する意見

平成 18 年 6 月 6 日に公表されました「実務対応報告公開草案第 24 号 投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い（案）」について、下記の通り当社の見解を提出いたしますので、ご検討の程、宜しくお願い申し上げます。

要旨

「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準を適用するにあたっての考え方」において、「投資事業組合においては、『財務及び営業又は事業の方針の決定権は業務執行権である』との考え方にに基づき、株式会社における議決権に代えて、業務執行権によって支配力又は影響力を判断することが適当」である旨が記載されておりますが、長年にわたって投資事業組合を通じて不特定多数の投資家を募り、国内外の産業育成に携わってまいりました当社といたしましては、その事業運営の実情に照らし、強い違和感を禁じえません。

仮に業務執行権を株式会社における議決権に代わるものとして支配力等の適用判断基準として取り扱うのであれば、これは投資事業組合における支配力等基準の変更にあたるものと考えられ、その適用にあたっては、財務諸表の利用者の方々をはじめ、投資事業組合への出資者を含む幅広い利害関係者の誤解や混乱を回避すべく、その変更理由や影響額等についての十分な説明を尽くすための一定の猶予期間を設けることが適当であると考えます。

根拠

投資事業組合の運営方針は、当該投資事業組合に対する全出資者の合意に基づく組合契約に定められており、業務執行権の有無に関わらず出資者全員が出資口数に応じて平等にその方針決定への影響力を保有しております。

従いまして、投資事業組合の業務執行者（以下 GP）であることのみをもって、投資事業組合の財務及び営業又は事業の方針を決定する権利を有しているとはいえません。

そもそも投資事業組合は、株式会社と異なり、支配目的に基づいて組成されるものではありませんが、組成目的たる投資活動においてすら、GPは組合契約で与えられた権限の範囲内でのみ組合運営を行うだけの存在であります。

個別部分に関する意見

Q4

投資事業組合における一時的な支配とは、例えば1年以内に組合契約が満了もしくは解散する予定である場合も該当すると考えます。

投資事業組合は、元来期限付きの組合契約に基づいて成り立っており、組合の目的として株式の継続保有を前提としていないため、本質的に「一時的支配」者であります。とりわけ1年以内に契約満了や解散が明らかな投資事業組合については、極めて一時的な支配の傾向が顕著であり、連結等の対象とすべきではないと考えます。

Q5

上記要旨における見解を別の視点から補足する意味で、当社の考える「連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある」状況を例示申し上げます。

公開草案の例示では「(業務執行権の過半を有していても)当該投資事業組合に対する出資額が少ないとき」とありますが、例えば10%の出資が「『少ないとき』に該当しない」とされ、業務執行者が当該投資事業組合を連結処理した場合、経済的に自らに帰属しない90%相当もの資産や損益が一義的に全額計上され、少数株主持分や少数株主持分損益でそれぞれ調整が行われるに過ぎない財務諸表が作成されることは、明らかに実態と乖離しており、かかる情報が利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあることは明白であると思われまます。

同時に、自らが投資事業組合のGPとして組合財産の募集・管理等の業務を行う事業者は、投資事業組合を設立する際の「設立報酬」、管理・運用する際の「管理報酬」、運用成果に基づく「成功報酬」等をそれぞれ恒常的な業務の対価として収受しておりますが、投資事業組合を連結することで、これらの報酬が全額相殺処理され、業務執行者の本源的な事業能力・成果を現す報酬が連結財務諸表に一切表現されないことは、同じく利害関係者の判断を著しく誤らせる事態を生じるものと考えます。

結び

当社を含む、一般のベンチャーキャピタル事業者等は、投資事業組合の組成を通じて、国内外の不特定多数の投資家からの資金供給を受け、全出資者の合意に基づく組合契約に定められた範囲で、国内外の将来有望なベンチャー企業や再生可能な企業群

ヘリスクマネーを供給し、投資先企業の育成・活性化を通じた経済の活性化という社会貢献を果たしていると自負しております。今回の取扱いが、ベンチャーキャピタル事業者等の事業活動をいたずらに妨げ、結果として経済・産業の活性化・成長促進を阻害するような事態にならないよう、慎重かつ十分なご検討をお願い申し上げます。

以上